

さあ！自主防災組織を結成しましょう

▼「自主防災組織を結成する」となると難しく考えてしまうかもしれません。最初は連絡網の整備、次に防災部門の設置などというように、まずは取り組みやすいことから進めましょう。

1) まずは話し合いを進めましょう

自主防災組織の結成に向け、「規約」「組織構成」「活動内容」などについて、町内会・自治会の役員会で話し合いましょう。

- ◎防災連絡員を市役所に登録する
- ◎町内会・自治会の連絡網を作成する
- ◎地域の危険箇所や避難場所を確認する

規約(案)の作成方法などに関するご質問は、市・総務課へお問い合わせください。

2) 結成に必要な事項を定めましょう

規約(案)や連絡網などを作成した後、町内会や自治会の総会で自主防災組織の結成について協議し、承認を受けて結成完了となります。

3) 市へご連絡ください

自主防災組織を結成した場合は、忘れずに市・総務課(電話：56-5005)へご連絡ください。

■市の職員が説明に伺います

町内会・自治会では近年、高齢化などに伴う役員のなり手不足から、自主防災組織を結成できない事例がよくみられます。

このため、市では、町内会・自治会の役員会に伺い、自主防災組織の設置方法などに関する説明を行っています。

詳しくは、市総務課(電話：56-5005)へお問い合わせください。



特集



自主防災組織を結成しましょう

市では、いざというときに備え、「自主防災組織」の設置を町内会・自治会に呼び掛けています。

問 市・総務課 ☎ 56-5005

ご存じですか？「自主防災組織」

▼大規模な災害が発生した直後は、公助(行政による安否確認や避難支援、救済活動など)が行き届かない場合があります。また、災害への備えがあったとしても、個人や家族では、対応しきれない可能性があります。

このため、大規模な災害が発生した場合は、災害に伴う人的影響などを最小限にとどめるためにも、住民が互いに助け合い、安否確認や避難支援を実践することができる「自主防災組織」の役割が非常に重要となります。

「自分の命は、自分で守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」

自主防災組織は、「自助・共助」の考えの下、自主的に防災活動を行う組織です。

■自主防災組織の活動例(通常時・非常時)

通常時(災害発生前)	非常時(災害発生後)
災害情報などの伝達方法の確認(連絡網などの作成)	避難情報や災害情報の伝達
高齢者や障がい者、未就学児童などの把握	避難が困難な方への声掛けやサポート
防災訓練の定期開催、資機材の整備 など	避難所の運営・協力と連携 など

【自主防災組織の設置・運営に対する助成】

市では、自主防災組織を設置した町内会・自治会に対し、1世帯につき100円を交付しています(新規設置時はその翌年度から交付)。

- ①助成対象：自主防災組織の設置・運営
- ②助成額：毎年度、世帯数×100円
※その年の4月1日時点の世帯数
- ③提出書類：活動計画書、連絡体制表(町内会の連絡網) など

【自主防災組織の地域防災活動に対する助成】

市では、自主防災組織が独自で行う地域防災活動のうち、対象活動(防災・避難訓練の実施など)の経費を助成しています。

- ①助成対象：防災・避難訓練の実施、研修会の開催・参加、防災マップの作成 など
- ②助成額：1組織につき年1回、上限3万円
- ③提出書類：活動計画書、実績報告書 など

詳しくは、市・総務課へお問い合わせください。

災害の被害を最小限にするためには、日ごろからの心構えと準備が大切です。自主防災組織や市民防災訓練などに参加し、いざというときに備えて防災意識を高めましょう。

なお、広報るもいでは、連載コラムとして「防災への備え」を連載しています。今月号は18ページで、「自主防災組織」の活動状況について紹介しています。ぜひご覧ください。